

随意契約に係る情報の公表

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|-------------------------------------|---|------------|----------|----|
| 国立研究開発法人建築研究所 持続可能プログラム実施補助業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.4.1 | 国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7丁目22番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の遂行に当たっては、第四期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、外国語の論文等については日本語に翻訳したうえで、抄録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらの作業を確実に効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥7,000,000 | 0 | |
| 建築材料実験棟中性化試験室(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.7.20 | 株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥1,397,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---|--|----------|-------------------------------|--|------------|----------|----|
| 衛星SARによる建物被害集中地区解析プログラム等のクラウドへの実装及び試験運用支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.7.29 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の遂行に当たっては、計算時間の速度と費用のバランスを考慮したクラウド環境の選定、クラウド環境への実装と動作テスト、試験運用の支援等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、解析プログラムのクラウドへの実装と運用を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥4,950,000 | 0 | |
| 火災画像解析システムプロトタイプ改良業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.9.1 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の遂行にあたっては、WebGISに関する専門知識が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、WebGISを用いた情報処理に関するプログラムの設計・開発等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥5,940,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---|---|----------|--|--|------------|----------|----|
| 都市構造の予測結果に対する評価のためのWebアプリケーションのプロトタイプ作成作業 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.9.2 | アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現2丁目1-6 C-A-18 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、改良に向けた詳細設計をはじめ、プログラミングの実施や実都市での動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。これらの作業を効率的に行うには、Webアプリケーションの開発を含む業務の経験を有する外部機関に作業を依頼することが不可欠である。ことから本業務を外注しようとするものである。これらの作業を効率的に行うには、解析プログラムのクラウドへの実装と運用を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥3,999,600 | 0 | |
| 強度試験棟多目的型自己釣り合い式構造物試験装置(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.9.15 | 株式会社 巴技研 東京都中央区月島4丁目16番13号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥4,774,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|------------------------------------|---|----------|----------------------------------|---|------------|----------|----|
| 建築音響実験棟デジタル精密騒音計他(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.9.15 | リオン株式会社 東京都国分寺市東元町3-20-41 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥1,595,000 | 0 | |
| 可視光衛星データによる建物被害解析プロトタイププログラム作成支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.9.29 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、適切な解析手法の選定を含めた業務計画書の策定、プロトタイププログラムの作成、解析事例の作成等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。 これらの作業を効率的に行うには、画像データの処理を行う情報処理プログラムの作成を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥5,500,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--------------------------------------|---|----------|----------------------------------|--|------------|----------|----|
| 「革新的社会資本整備研究開発促進事業」における企業財務状況調査等補助業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.10.23 | 株式会社常陽産業研究所 茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本事業の実施にあたっては、採択済み課題に対しては、契約期間中に、研究開発の進捗状況のほか、研究開発費の経理処理や採択課題を実施する機関の財務状況等について、調査・確認を行うこととしている。また、公募にあたっては、提出された課題提案書に対し、研究開発に係る技術的観点からの審査のほか、提案を実施する機関に係る財務等審査を行うこととしているが、建築研究所には当該分野に関する知見を有する職員が在職しておらず、直接実施するのが困難である。 これらの作業を確実にかつ効率的に行うには、当該分野に関する知見を有する専門家を備えた体制を整備する必要があるため、外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥8,580,000 | 0 | |
| 令和2年度会計監査業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地4 | R2.10.26 | 太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、国立研究開発法人建築研究所における会計監査人の監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定において、会計監査人は主務大臣が選任することとなり、本規定に基づき、当研究所の会計監査人として選任された太陽有限責任監査法人は、本業務を実施できる唯一の法人である。 | ¥3,515,600 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---------------------------------------|---|----------|------------------------------|--|------------|----------|----|
| 建築環境実験棟業務用空調システム性能評価設備施設外3件(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地5 | R2.11.20 | 株式会社大西熱学 東京都墨田区緑一丁目19番9号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための点検及び不具合を生じている構成機器等の交換を行うものであり、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検及び構成機器等の交換の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 このことから、上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥4,290,000 | 0 | |
| 火災風洞実験棟火災風洞装置(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地6 | R2.11.25 | 株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田4-8-7 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、特殊な実験装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥1,518,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--------------------------------------|---|----------|--------------------------------|--|-------------|----------|----|
| 強風雨発生装置のノイズ抑制に資する乱流境界層風洞制御盤・電動機等更新業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地5 | R2.12.15 | 株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田4-8-7 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、風雨実験棟乱流境界層風洞の主・副操作盤、制御盤、補機盤、直流電動機等の更新を行うものである。 主・副操作盤、制御盤、補機盤、直流電動機等の更新にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、上記実験装置の主・副操作盤、制御盤、補機盤、直流電動機等は、上記業者が製造し、建築研究所に納入したものであり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の改修であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥94,930,000 | 0 | |
| 風雨実験棟強風雨発生装置および乱流境界層風洞PC制御等更新業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地6 | R2.12.21 | 東亜工業株式会社 東京都葛飾区東四つ木1丁目22番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、風雨実験棟 強風雨発生装置のPC制御システムの新設および乱流境界層風洞のPC制御システムの更新を行うものである。 乱流境界層風洞に導入している多点風圧測定装置やPCによる計測・制御システムは上記業者の製作によるもので、他者が製作することはできない。上記業者以外の者に本業務を実施させた場合は、装置の機能面および安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 強風雨発生装置で用いる計測装置は、多点風圧測定装置など、乱流境界層風洞で現在用いている測定装置と同じ装置を用いることが多い。また、強風雨発生装置の制御も乱流境界層風洞で用いているパーソナルコンピュータ(PC)による制御方法と同じ方法で行うことが、実験を適切に実施する上でも必要不可欠である。 本業務は、特殊な機器の改修であって、当該機器の製作を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥48,345,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|--|---|------------|----------|----|
| 既存マンションの耐水化改修計画案の作成及びコスト等検討業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地7 | R2.12.23 | 株式会社翔設計 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目24番地15号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、都市部における「既存マンション(分譲集合住宅)」のモデルを2案作成した上で、その耐水化改修の計画案を検討し、耐水化改修にかかわるコストと、耐水化による水害時の被害軽減額等を試算するものである。 本業務の遂行にあたっては、集合住宅の建築設計、特に改修設計の実務に係わる専門知識・経験が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。 これらの作業を効率的に行うには、建築設計の実務に係わる業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥6,325,000 | 0 | |
| 強度試験棟中型振動台(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地8 | R2.12.23 | 三菱重工機械システム株式会社 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した三菱重工業株式会社より事業移管された会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥4,037,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--|---|----------|---|--|-------------|----------|----|
| BIMプロジェクトに供する共通データ環境における各種情報の集積方法の検討業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地9 | R3.1.8 | 一般社団法人 buildingSMART Japan 東京都新宿区西新宿3丁目9番7号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、BIMプロジェクトに供する共通データ環境について、標準的に具備する機能を想定した基盤を試作し、BIMの標準ワークフローの各段階で取り扱う情報の蓄積と電子署名を適用した情報の保管方法について検証を行うものである。 本業務における検討については、BIMを用いる建築プロジェクトにおけるBIMモデル及び設計施工に関わる情報の集積について、実務における取り扱い等、及び、建築プロジェクトにおいて保存を要する図書等を代替するデータについて、電子的に取り扱う上で必要となる、図書の真正性の確保に係る専門的な知見と技術を保有している事がもとめられる。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および技術審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥21,932,680 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|------------------------------|--|----------|-------------------------------------|---|-------------|----------|----|
| BIMを用いる建築確認審査におけるモデルビューの検討業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地9 | R3.1.22 | 一般社団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、建築プロジェクト管理プラットフォームにおいて、施工管理上の記録として求められる情報について、施工結果のエビデンス情報として、中間検査時、または、完了検査時に当該建築物の建築確認BIMモデル情報と対照させられる様な記録保存の方法について検討を行うため、建築確認の申請図書等の作成元となるBIMモデルや、BIMモデルから出力された書類、図表、データ等(以下、BIMモデル等)の供覧、あるいは、申請図書等に記載される審査項目に対応した数値等の情報を抽出、表示する方法(以下、モデルビュー)の検討を行うものである。本業務における検討については、業務の検討対象とする建築物の設計、当該設計物に対応するBIMモデルの作成の能力とその内容に係る理解の能力が必要であること、建築物の確認審査について熟知していること、および、確認審査業務に必要な、BIMモデルのモデル表現や、BIM属性情報の参照の方法等、モデルビューに係る専門的な知見と技術を保有している事がもとめられる。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および技術審査を行った。 | ¥30,000,000 | 0 | |
| 実大構造物実験棟油圧ジャッキ等(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地8 | R3.1.22 | オックスジャッキ株式会社 東京都中央区新富1丁目2番10号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、上記の実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。点検の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥3,465,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------------|---|----------|-------------------------------|---|------------|----------|----|
| 材料環境実験棟動的載荷歪み発生装置(20)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地8 | R3.1.25 | 株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや、装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥1,408,000 | 0 | |
| 建築設備実験棟超音波風速計システム(20)点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地8 | R3.2.5 | 株式会社ソニック 東京都立川市曙町1-18-2 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥1,172,600 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|------------------------------|---|----------|------------------------------|---|------------|----------|----|
| 既存共同住宅を対象とした次世代型強震観測システム改修業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地9 | R3.2.8 | 株式会社東京測振 東京都足立区扇3丁目14番34号 | <p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、次世代型観測システム構築を目的とした実験として、上記の収録装置をシステム構築に必要な機能を有する形に改修する業務である。 当該収録装置は、建物内に設置された強震計で得られた振動を収集する役割を果たすものであり、今回の改修で外部からのデータ確認を行えるようにするものである。 改修の実施にあたっては、製造元の有する技術が必要であるが、上記業者は、独立行政法人都市再生機構(以下、UR 都市機構)が所有する光が丘パークタウンの住棟に設置した業者である。本業務はUR 都市機構との包括協定「既存RC 造共同住宅における居ながら空間改造技術および地震後継続使用性確保のための構造設計技術に関する研究」の一環として実施しているものであり、UR 都市機構の住棟を活用した実証実験であることから、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、システムの機能面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は特殊な機器の改修であって、当該機器の開発を行った一の者しか行うことができないと認められるものであるため、当該者に行わせるものである。</p> | ¥3,850,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------------------|---|----------|--------------------------------|---|------------|----------|----|
| 建築部材実験棟環境調和型動的水平荷重装置(20)保守点検・較正業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地8 | R3.2.25 | 株式会社守谷商会 東京都中央区八重洲一丁目四番二十二号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 | ¥2,013,000 | 0 | |